

30 西子審第 30 号

平成 30 年 8 月 21 日

西東京市長

丸 山 浩 一 様

西東京市子ども子育て審議会

会 長 森 田 明 美

保育所入所選考基準の見直しについて（答申）

平成30年5月25日付30西子保第425号をもって諮問がありました、保育所入所選考基準の見直しについて、審議会において審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 答申

(1) 保育士等の子どもの優先入所について

待機児童の解消のため、保育士等の人材確保は重要であることから、保育士等の子どもの優先的な入所について実施する。実施にあたって、他の職業とのバランスを考慮し、優先項目での加点とする。優先の対象は、待機児童対策に資する保育士及び幼稚園教諭の有資格者に限定し、認可保育施設に限らず認証保育所、企業主導型保育施設、院内託児施設等の保育施設及び、預かり保育を行う幼稚園、認定こども園で勤務する場合を対象とする。市外の保育施設等に勤務する場合についても対象とする。

(2) 地域型保育事業又は認証保育所等における入所の加点等

地域型保育事業と同様に認証保育所等の認可外保育施設においても、3歳児以降の保育提供を確保するため、2歳児クラスから卒園する場合に限り、調整指数に地域型保育事業の卒園児と同様の加点を行う。ただし、保護者が就労、疾病等の支給認定要件を満たし、かつ、月160時間以上の月極め契約で、西東

京市民として、6か月以上継続して認証保育所等にて保育の提供を受けていたものに限る。対象とする認可外保育施設は認証保育所、企業主導型保育事業所に限る。また、3歳児以降のクラス設定のある認証保育所等は、対象としない。

(3) きょうだい同一園入所

第二子以降を生み、育てることの負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを促進するため、きょうだい同一入所にかかる項目について復活する。ただし、第一子の入所が著しく不利にならないよう、きょうだいの優先入所については優先項目とし、きょうだいが在籍している保育所の入所選考のみに適用するものとする。